

随意契約理由

令和4年(2022年)3月28日

契約担当課名	市民協働部 くらし支援課
発注担当課名	市民協働部 くらし支援課
契約名称	就労準備支援事業「手作業等就業体験事業」業務
契約内容	就労準備支援事業「手作業等就業体験事業」業務一式
契約締結日	令和4年3月31日
及び契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市庄内西町3-19-4 株式会社新事業開発研究所
契約金額	1,999,921円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、生活自立支援・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促すものである。</p> <p>就労準備支援事業は、個々の状況、関心、就労イメージ等に対する訓練メニューが必要であり、本業務にかかる訓練メニューとしては、座ってできる軽作業や、自立相談支援機関とその担当支援員の目の届くところでの作業、物品の販売活動をとおしての対人コミュニケーション能力の確認及びその向上、さらにこれらの訓練をとおしての就労・社会参加に向けた意欲向上を目的とするものである。</p> <p>事業受託者には、就労困難者の支援に対する基本的な考え方、具体的な支援方法や体制、ノウハウ等が必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さない。</p> <p>そのため、受託者選定においては、受託者の企画力、創造性、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者となった株式会社新事業開発研究所と随意契約を行うものである。</p>